

自動運転バス実証運行業務仕様書

1 業務名

令和7年度定山溪地区自動運転バス実証運行業務

2 業務背景・目的

定山溪温泉街には、足湯施設や二見吊橋、定山溪ダムなどをはじめとした観光スポットが多数点在しているが、域内を結ぶ交通手段が乏しく、自家用車を利用しない観光客や地域住民の多くは、坂道の多いルートを徒歩で移動しており、移動にかかる負担が大きい。

また、全国的に運転手不足や高齢化が深刻化する中、従来型のバス運行体制などを安定的に確保・維持することは困難であることから、人手不足を抱える観光地における持続可能な交通システムを構築する必要がある。

本業務では、定山溪温泉街が持続可能な観光地として今後も発展していくために、域内の移動利便性、観光客の周遊性向上を図ることを目的として、定山溪温泉街に自動運転バスを導入し、その効果検証を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※準備期間を含む

4 業務内容

(1) 自動運転による技術課題等に関する調査

将来的にレベル4による実装化を実現するため、路上駐車や歩行者の回避、突発的な急停車への対応のほか、定山溪温泉街の地理的特性や生活環境、来訪者の特性などを踏まえて実装化に向けた課題を整理する。

(2) 自動運転実証実験による検証

以下の記載内容により、レベル4に向けた自動運転サービスの社会実装を見据えたレベル2での実証実験を行うこと。また、実証実験では、上記(1)で整理した課題の解決方法について妥当性や有効性を検証するとともに、更なる課題抽出を行うこと。

ア 実証実験内容

(ア) 自動運転車両及び運行管理システム

自動運転バスの運行のため、次に掲げる事項を全て満たす自動運転車両を提案し、2台調達すること。

a 車両性能

- ・自動運転システムを搭載した電気自動車を使用すること。
- ・自動運転レベル2以上の走行が可能で、障害物の回避機能があり将来的には自動運転レベル4での走行が可能であること。
- ・乗車定員は8名を標準とする。

b 運行管理システム

- ・車両に搭載したカメラやセンサーによる車両内外の遠隔監視
- ・緊急時における車内との通話

- ・速度や位置情報等の車両走行状態のリアルタイムでの取得
 - (イ) 自動運転車両のラッピング
調達したすべての自動運転車両に、車体のラッピング等の装飾を施すこと。
 - a 定山溪温泉街の風土と調和するような優れたデザインとすること。
 - b 地元の意見を踏まえたデザインとするため、必要な調整を行うこと。
 - c 自動運転車両の改造及び装飾等については、あらかじめ委託者の承諾を得ること。
 - (ウ) 運行に要する施設及び設備等の整備
自動運転バスの運行のため、次に掲げる施設及び設備を提案し、必要に応じて整備すること。
 - a 車両保管・遠隔監視場所
 - b 充電設備
 - c 停留所標識
 - (エ) 地域住民や関係機関への理解促進・社会受容性の醸成に関する取組
地域住民や関係機関に対する、認知拡大や、走行特性や安全性などの理解を促進する取組、実証実験時のアンケート等による社会受容性を計測する調査を行うこと。
 - (オ) 実装化を見据えた事業提案
事業の再現性、持続可能性の観点から、自動運転の収益モデルを提示すること。
 - イ 実証実験の実施
実証実験は、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」（平成 28 年 5 月警察庁作成）に則して実施すること。なお、今後自動運転走行実証実験に係る制度等が改正された場合には、当該制度等に則して実施する。
 - (ア) 想定する実証実験の交通環境
公道（通常の交通環境下での道路）かつ以下の a 及び b を参考に他の交通手段と共存できる運行であること。
 - a 信号及び横断歩道を渡る人を認識・判断できること。
 - b 障害物（駐車車両、工事現場等）を検知・判断して自動回避できること。
 - (イ) 実施期間
令和 7 年 10 月～令和 7 年 11 月（予定）
※準備走行期間、一般走行期間を含め委託者と協議の上決定する。
 - (ウ) 運行ルート及び停留所
別紙 1 を標準として、委託者と協議の上決定する。
 - (エ) 運行ダイヤ
別紙 2 を標準として、委託者と協議の上決定する。
 - (オ) 運賃
運賃は無料とする。
- (3) 実証実験及びアンケート調査の成果報告書の作成
- 実証実験を通じて得られた技術的な成果について報告するとともに、課題について解決策を提案し、将来の見通しについて検証すること。また、アンケート調査の結果について取りまとめ、分析・検討を行い、それらを成果報告書にまとめること。

(4) その他事項

- ア 公道に自動運転車両を走行させるに当たり、必要に応じて、関係機関との協議や必要な申請を行うこと。
- イ 本業務に当たっては、本市内の交通事業者からの協力を得た上で実施すること。
- ウ 実証調査の実施エリアまで、安全かつ経済的な車両運搬ルートを設定し、運搬すること。
- エ 車両事故等に備え、準備開始から走行調査終了までの期間中、自動車損害賠償責任保険に加え、次に掲げる補償内容を満たす賠償能力の確保が担保された任意保険に加入すること。
 - ・対人対物賠償無制限とする
 - ・人身傷害賠償 1名につき 5,000 万円以上とする
- オ 自動運転バスの運行状況、利用方法、車内への忘れ物などに関する問合せ等への対応をすること。

5 成果物の提出

実証実験を通じて得られた技術的な成果や課題について取りまとめ、分析・検討を行い、それらを成果報告にまとめること。

6 納品

成果物については、電子メールで、パワーポイント、ワード、エクセル等の編集可能なデータ及び P D F データを提出すること。納期は、契約期間内で指定する日とする。

- (1) 自動運転バス実証運行業務完了報告書 (CD-R 又は DVD-R 2 枚)
- (2) 本業務により収集・作成した資料 (電子データ含む) 等一式

7 業務にあたっての留意点

- (1) 委託業務の実施から終了までの間、本事業を統括する責任者のほか、業務遂行のために必要な専門的知見・経験を有する人員を配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の安全かつ円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり委託者、交通事業者、地域住民及び関係事業者との信頼関係構築に努め、連携を図ること。
- (3) 本業務の履行に伴って問題が生じる場合は、その都度、委託者と受託者が協議して解決に当たること。
- (4) 業務上知り得た情報の開示、漏洩、業務外使用はしないこと。また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
- (5) 本業務等により作成し、委託者に提出した成果物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (6) 受託者は、事業完了後 5 年間、本業務にかかる会計帳簿及び証拠書類を本市の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。

- (7) 本委託業務は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）を活用して実施することを想定していることから、同補助金交付要綱等に基づき適正に処理すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の内容に関し疑義が生じた場合は、適宜委託者と協議し、定めるものとする。

8 問い合わせ先

札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

TEL : 011-211-2376 MAIL : kanko@city.sapporo.jp